

政令第 号

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 指定市町村の指定（第二十九条の六）」を「第三章の二 削除」に改め、「・第四十条」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第二十六条中「、「組合員」とあるのは「会員たる保険者を代表する者」と」を削る。

第三章の二を次のように改める。

第三章の二 削除

第二十九条の六 削除

第二十九条の七第二項第一号口中「法第七十二条の四第一項の規定による繰入金、法第七十二条の五の規定による負担金」を「法第七十二条の四の規定による負担金」に改める。

第三十九条を削り、第五章中第四十条を第三十九条とする。

附則第一条の二中「附則第七条第三項」を「附則第十条第一項」に改める。

附則第一条の三中「附則第七条第四項」を「附則第十条第三項」に改める。

附則第三条を削り、附則第二条の三を附則第三条とする。

附則第四条第一項中「退職被保険者等所属市町村に」を「法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下この条及び次条において「退職被保険者等所属市町村」という。）に」に改める。

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十二年度から平成二十五年までの各年度」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。

第四条の三第一項第一号中「当該市町村が令」を「当該市町村が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）」に改める。

第四条の四を削り、第四条の五中「第七十二条の五」を「第七十二条の四」に改め、同条を第四条の四とする。

第六条を削り、第七条中「第五条第十項」を「前条第十項」に改め、同条を第六条とする。

附則第四条中「、第二条の二、第四条から第四条の三まで及び第六条」を「及び第四条から第四条の三まで」に改め、同条の表中第二条の二第一項の項から第二条の二第十五項の項まで及び第六条の項を削る。

附則第七条中「附則第七条第四項」を「附則第十条第三項」に改める。

附則第八条中「附則第七条第三項」を「附則第十条第一項」に、「同法附則第十条第一項」を「同項」に改める。

附則第十条中「附則第七条第三項」を「附則第十条第一項」に改める。

附則第十五条第一号イ(1)中「前年度又は当該年度における令第二十九条の七第二項第二号の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割総額）の基礎賦課総額に対する割合（以下「保険料応益割合」という。）が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う」に改め、同号ロ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う」に改め、同号ニ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行う」に改め、同条第二号イ(1)中「前年度又は当該年度における地方税法第七百三条の四第四項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割総額）の一般被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合（以下「国民健康保険税応益割合」

と。が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う」に改め、同号ロ(1)中「前年度又は当該年度における国民健康保険税応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う」に改め、同号ハ(1)中「前年度又は当該年度における国民健康保険税応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う」に改め、同号ニ(1)中「前年度又は当該年度における国民健康保険税応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

(保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金)

第十六条 法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金(以下「保険財政共同安定化事業交付金」という。)及び同項第二号に掲げる交付金(以下「高額医療費共同事業交付金」という。)は、毎年度国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が当該連合会の会員である市町村(以下「会員市町村

」という。) に対して交付するものとする。

附則第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 保険財政共同安定化事業交付金の額は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の一般被保険者が同一の月にそれぞれの病院、診療所、薬局その他の者(次条において「病院等」という。)について受けた療養に係る費用の額(当該療養(令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養(次条において「特定給付対象療養」という。)を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が三十万円を超えるものの八万円を超え八十万円までの部分の額の合算額と当該年度の前期高齢者納付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者(高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の数の割合

に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額との合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額（以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。）とする。

2 都道府県が法附則第二十六条第三項の規定により特別の額を定めた場合における前項の規定の適用については、同項中「特定給付対象療養（次条）」とあるのは「特定給付対象療養（以下この項及び次条）」と、「三十万円」とあるのは「法附則第二十六条第三項に規定する特別の額」と、「八万円を超え八十万円までの部分の額の合算額」とあるのは「八十万円までの部分の額の合算額に給付率（前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間におけるすべての会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を前年度の一月一日から当該年度の十二月

三十一日までの間におけるすべての会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）並びに移送費の支給に要した費用の額の合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額」と、「当該合算額」とあるのは「当該得た額」とする。

3 法附則第二十六条第三項に規定する特別の額に係る同項に規定する政令で定める基準は、特別の額が三十万円未満の額であることとする。

第十六条の三 高額医療費共同事業交付金の額は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養

を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が八十万円を超えるものの当該超える部分の額の合算額と当該年度の前期高齢者納付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額との合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)の百分の五十九に相当する額(以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。)とする。

附則第十七条を次のように改める。

(保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金を徴収する方法)

第十七条 法附則第二十六条第二項に規定する政令で定める方法は、連合会が毎年度会員市町村から拠出金を徴収する方法(附則第二十条の二に定める基準に従い、都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法)とする。

2 前項の拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金とする。

附則第十八条中「前条」を「前条第二項」に改める。

附則第十九条第一項各号を次のように改める。

一 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

二 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

附則第二十条中「附則第十七条」を「附則第十七条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保険財政共同安定化事業に係る拠出金を徴収する特別の方法に係る基準）

第二十条の二 法附則第二十六条第三項に規定する特別の方法に係る同項に規定する政令で定める基準は、附則第十七条及び第十八条（法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る部分に限る。）並びに前条第一項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 附則第十八条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を、附則第十九条第一項の規定にかかわらず、イ及びロに掲げる額の合算額とすること。

イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に一から基準割合を控除した割合を乗じて得た額に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

二 前号イに掲げる額については、都道府県が必要と認めるときは、イ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に被保険者拠出割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を前々年度の会員市町村の一般被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を除して得た率を乗じて得た額

三 基準割合は、二分の一以上の割合とすること。

四 被保険者拠出割合は、一般被保険者の所得及び一般被保険者の数の会員市町村間における格差を勘案して定める割合とすること。

附則第二十一条中「附則第二十六条第四項」を「附則第二十六条第五項」に改める。

(健康保険法施行令の一部改正)

第三条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第六十条第三項第三号の政令で定める額)

第九条 法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第六十条第三項第三号の政令で定める額は、

平成二十二年度から平成二十四年度までの各事業年度ごとに法第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるべき額として、当該各事業年度の前事業年度末における同条第二項ただし書の規定による短期借入金の借換えの予定額その他の厚生労働省令で定める額を基礎として、協会が管掌する健康保険の財政状況、当該各事業年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの期間等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額とする。

(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第四条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百

二十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(法附則第十四条の二に規定する交付金の額)

第十六条 法附則第十四条の二の規定により都道府県が後期高齢者医療広域連合に対し交付する交付金の額は、当該年度の前年度の末日における財政安定化基金の残高及び当該年度において都道府県が法第一百六条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額の合計額から、当該年度における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額から基金事業借入金の償還金の見込額を控除して得た額を控除して得た額を限度とする。

(国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正)

第五条 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成二十年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「(以下「新算定政令」という。)」を削り、同条第二項を削る。

(健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第六条 健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第六号中「平成二十五年九月」を「平成三十年三月」に改め、同条第七号及び第八号並びに第十号から第十四号までの規定中「あつては新健保令」を「あつては、新健保令」に改め、「とし、協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合にあつては次条の規定により読み替えて適用する新健保令第四十五条の二とする。」を削り、同条第十五号中「当該一の事業年度における予定保険料納付率で除して得た額を当該一の事業年度における新健保令第四十五条の二第二号に掲げる額で除して得た率」を「新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額とみなして、同条(経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三)の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率」に改め、同条第十七号を削る。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

附則第六条第一項中「平成二十五年九月」を「平成三十年三月」に改め、同条第二項中「平成二十五年」を「平成二十九年」に改める。

附則第七条第一項第一号口中「平成二十五年九月」を「平成三十年三月」に改め、同条第二項中「平成二十五年」を「平成二十九年」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第二条の規定による改正前の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第二条の二第十四項の規定の適用については、同項中「すべての市町村の被保険者」とあるのは「すべての保険者（高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る高齢者医療確保法第七条第三項に規定する加入者」と、「すべての市町村の前期高齢被保険者」とあるのは「高齢者

医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者」とする。

理由

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法施行令その他の関係政令の整備を行う必要があるからである。